

## 令和6年度 第1回若桜町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年4月10日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前11時00分			
出席委員	1番	杉本 一歳	2番	西本 正敏	3番	津村 光明	4番	奈羅尾 壽夫	
	5番	田中 圭子	6番	山根 巖	7番	小林 正樹	8番	藤原 重明	
	9番	伊井野 孝一	10番	山本 義紀	推進委員	植嶋 荘司	推進委員	永原 聡	
欠席委員									
日 程	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事録署名委員の決定</p> <p>4 報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第1号 農業委員会行事等の報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第2号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書</p> <p>5 付議事項</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第1号 農業委員会事務局職員の任免について</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第2号 利用権設定等申出について</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第3号 (1) 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 (案) (2) 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)</p> <p>6 その他 互助会の報告 令和5年度の活動記録票の提出について 5月の農業委員会の日程 5月8日(水)</p>								
委員会出席者	小林事務局長 中島課長 志水係長 伊賀事務職員								
議事録署名委員	9番	伊井野 孝一	1番	杉本 一歳					

議 事 内 容		
1. 開 会	事務局 (小林局長)	皆さん、おはようございます。それでは、令和6年度第1回若桜町農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席者の方はございません。 続きまして会長挨拶をお願いします。
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ) それでは日程に入らせていただきますけども、まず今日の会議の議事録署名委員の決定をさせていただきますしたいと思います。議事録署名委員さん、今日は9番の伊井野委員さんと1番の杉本委員さんをお願いします。
3. 議事録署名委員の決定		それでは報告事項に先立ちまして、人事異動がありましたので、辞令交付の方をさせていただきます。 課長 中島毅彦、異動種目、併任解除、若桜町農業委員会事務局長の併任を解く。令和6年3月30日、若桜町農業委員会会長 山本義紀 お世話になりました、引き続きよろしくをお願いします。 係長、志水栄介 異動種目、出向、若桜町長部局に出向を命ずる。令和6年4月1日、若桜町農業委員会会長 山本義紀。お世話になりました。 次長、小林貴之。異動種目、専任、若桜町農業委員会職員に任命する。農業委員会事務局勤務を命ず、局長を命ず。令和6年4月1日、若桜町農業委員会会長、山本義紀、よろしくをお願いします。 それ以外に辞令書自体はございませんが、この4月から伊賀さんに農業委員会の事務局の方のお仕事をさせていただくようになっておりますのでよろしくをお願いします。 以上で、辞令交付は終わらせていただきます。
	中島課長	(中島課長あいさつ)
	志水係長	(志水係長あいさつ)
	小林局長	(小林局長あいさつ)

4. 報告事項	伊賀事務局員	(伊賀事務局員あいさつ)
	会 長	よろしく申し上げます。
	中島課長	ありがとうございました。(中島課長 退席)
	会 長	それでは早速議事に入らせていただきますが、報告第1号につきまして事務局の方から説明をお願いします。
	志水係長	<p>今回の4月の総会については、私の方から説明をさせていただきたいと思います。どうしても3月、4月行事予定等も含めて動きがありまして、すべての引き継ぎが私の方が余裕がなくてできておりません。私の方から今回の説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>農業委員会行事等についてです、若桜町農業委員会関係の令和6年3月6日から4月9日までの行事は、次の通りであったので報告いたします。3月6日に、令和5年度第12回定例会総会を開催しました。3月12日に、公共事業等の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書、1件を受理しました。20日に利用権設定受理、18件です。22日28日に、相続の関係で農地法第3条の第3第1項の規定による届け出を2件受理いたしました。4月9日に、公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書を2件受理いたしました。以上です。</p>
	会 長	<p>報告第1号について、ご質問等ありましたらお願いします。これについてはよろしいでしょうか。(質問等 なし)</p> <p>それでは、報告第2号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告についてお願いします。</p>
	志水係長	<p>報告第2号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について報告します。</p> <p>1番目ですけれど、事業・工事名が、菴米川河川災害復旧工事(5年災259号及び260号)についてです。場所が湯原字中土居○○○となります。場所としましては湯原集落の下手になりま</p>

	<p>会長</p>	<p>す。482号線と菴米川のちょうど間になりまして、昨年度の災害で対岸あたりの堤防が崩れており、その工事、公共工事となります。公共工事に伴う仮設道路の設置ということで、登記面積は342㎡のうち15㎡ということです。期間が令和6年2月16日から令和7年1月6日までとなっております。</p> <p>続きまして、2番目です。事業・工事名が、町道吉川小学校線拡幅工事となります。土地の一覧添付しております。ご覧いただければと思います。工事期間が平成30年4月1日から令和7年3月31日となっております。これは町の公共工事になるんですけど、農業委員会の方に届け出をさせていただいたというものです。</p> <p>ちなみに主に公共工事、県の場合と町の施工の場合とあり、県の方は県の経営支援課というところが建設関係の部署に通知を出しておりまして、公共工事のときは、市町村の農業委員会に届け出を出してくださいというような通知をもって、県は農業委員会の方に届け出を出しておりまして、それに準じて町の方も、何か工事をするときその農地の転用ですとか売買があったとき、貸し借りがあったときに農業委員会の方に届けてくださいということをお願いしているというものになります。</p> <p>続きまして3番、事業・工事名が、町道来見野線整備工事についてです。対象農地につきましては、一覧を添付しておりますのでご覧いただければと思います。工事期間が平成30年4月1日から令和8年3月31日です。施工業者、八頭土木建築有限会社となります。令和5年度についてですね。</p> <p>続きまして4番目、事業・工事名が若桜簡易水道（糸白見地区）統合事業 新水源地施設整備工事となります。土地、場所につきましては糸白見字水落シ〇〇〇、転用の目的としましては、ここに新水源地施設の整備ということでポンプ施設等を設置するというものになっております。</p> <p>この農地、〇〇〇〇さんの農地でして、〇〇〇〇さんから町が農地を借りてポンプ施設を建設するというような工事になります。場所としましては糸白見の集落から上に上がったところになるんですけども、集落から上に上がって水田地帯がありまして、その中ほどというような所となっております。以上になります。</p> <p>公共事業関係で4件についての報告がありました、これについて質問等あればお願いします。</p>
--	-----------	---

		<p>これ、工期が間違っていないか、報告書に書いてあるのと議題に書いてある工期と。来見野線は平成30年からしているのか。30年から令和8年まで申請自体は出ているわけか、報告として。それからその次は糸白見が令和6年8月からか。</p> <p>植嶋推進委員 工事期間というのは吉川も来見野も平成30年くらいから、このころから測量とかしていたのか平成30年。まだ工事はしてないだろう。</p> <p>志水係長 4番の糸白見については、工事期間が平成30年からとなっておりますが間違っておりまして、4番の糸白見の工事についての期間ですけれども、令和6年8月から令和7年3月31日です。</p> <p>植嶋推進委員 この糸白見のポンプというのは、周囲はまだ田んぼが作ってあるのか。ちょっと奥の方だけど、山になっているわけじゃない、ススキヶ原ってわけでもないのか。ちょっと地図ではよくわからない。圃場整備はしてあるようだが。</p> <p>志水係長 その山の中に入ったような場所だとは思いますが、近くは普通に田んぼを作ってあったと思います。農道を挟んで反対側は田んぼが作ってあったと思います。</p> <p>会 長 その目的のために使うという転用だな。この報告事項の中身をチェックして正しく直しておいて。その他、皆さんの方から質問等ありましたら。よろしいでしょうか。 (意見なし) それでは報告3号、農地法第3条の3第1項の届出について説明をお願いします。</p> <p>志水係長 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について報告いたします。 一覧につきましては、参考資料をご覧くださいと思います。一応、どのあたりかということ赤松から右上の方が諸鹿になるんですけど、赤松、来見野、諸鹿に跨って点在しています。 相続人の方が〇〇〇〇さんで、被相続人の方が〇〇〇〇さんです。権利を取得された日が平成22年です。</p>
--	--	---

	<p>会 長</p> <p>志水係長</p> <p>会 長</p> <p>志水係長</p> <p>会 長</p>	<p>これは相続登記が完了したということか。</p> <p>この届け出に関しましては相続登記が完了していてもしていなくても、独立した行為というか出していただくものになっておりまして、出さなかったからといって罰則とかがあるわけではありません。また、年に1回、税務課の課税台帳と農地台帳を突合せますので、仮に届け出がなかったとしても、正しく農地台帳の方には所有者が反映されるようになっているんですけど。その都度農業委員会の方に届け出をしていただいて、状況をより早く把握するというような主旨で届け出を出していただいているというようなものようです。</p> <p>また質問が多いのが利用権設定をするにあたって、登記の届け出をしないといけないのではというような質問を農家さんからたまにいただいておりますが、それもまた別で、利用権設定は必要ないですし登記も関係なくてですね、亡くなっておられる方の名義人と、相続人代表というような形で書いていただくことと、過半数以上の相続代表人を書いていただけたら利用権設定が成立するというものになっております。</p> <p>2番目ですけれども、場所につきましては航空写真のところですか。これは高野の方になります。相続人が〇〇〇〇さんで被相続人が〇〇〇〇さんです。権利を取得された日が令和5年8月26日。以上です。</p> <p>2点について、相続に関わる届出等の説明がありましたけど、この点についてのご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>矢部さんのところは結構農地が多いな。今は利用権設定ですか。</p> <p>そうですね、〇〇〇〇さんが結構借りられてます。中にはハウスとかもあったりして、〇〇〇〇さんに売られるというようなことも含めて検討されている。</p> <p>本件についてはよろしいでしょうか。 (意見なし)</p>
--	--	--

<p>5. 付議事項</p>	<p>志水係長</p>	<p>報告事項につきましては3件終わりました。  では、付議事項。  第1号議案は先ほど辞令交付をさせていただきました。それでは議案第2号 利用権設定等申出について説明をお願いいたします。</p> <p>番号1番です。大字小船字寺尾、地番が〇〇〇、地目、登記簿・現況とも田です。面積が1373㎡で、再設定です。所有者の方が〇〇〇〇さん、借りられる方が〇〇〇〇さんです。期間が3年、使用貸借となっております。場所としましては、小船の集落の上のちょっと高いところですね。</p> <p>続きまして番号2番です、小船字高ナシ〇〇〇です。地目田、農振農用地内です。面積が711㎡です。所有者の方が〇〇〇〇さんで、耕作をされる方が〇〇〇〇です。期間が10年、使用貸借です。小船の集落から少し落折の方に上がっていったところ河川から右岸側、川を渡ったところになります。</p> <p>続きまして番号3番、小船字高ナシ〇〇〇、地目田、農振農用地内です。面積が900㎡。所有者〇〇〇〇さん、耕作者〇〇〇〇さんです。期間が10年。これも先ほどの〇〇〇と近いんですけども、そこからちょっと上に上がったところですね、小船の1番上の方落折側の田んぼになります。</p> <p>続きまして、番号4番です。大字大野字本立、地番〇〇〇、地目田、面積1601㎡です。所有者の方が〇〇〇〇さん、耕作される方が〇〇〇〇、期間が10年、使用貸借となります。大野の集落から小船の方に少し上がったところの、八東川を越えたところが〇〇〇番地です。もう1か所、大字小船字高ナシ〇〇〇も地目、田、農振農用地内です。350㎡です。これも所有者は同じです。場所としましては小船の集落から落折の方に上がったところの田んぼになります。さっきの場所と続きになっています。以上です。</p>
	<p>会 長</p>	<p>1番から4番までの土地の利用権設定について担当委員さんの方からお願いします。</p>
	<p>西本委員</p>	<p>今やっておられる方は80過ぎて高齢なのと、場所的には小船の共生の里のところ、今は因幡郵便局の局長会と小船の集落の方とで一緒に耕作放棄地のところを稲をつくったり蕎麦を作ったりい</p>



		<p>期間が5年使用貸借となります。岩屋堂と須澄の間の川を渡ったところ、一番下手の田んぼになります。</p> <p>続きまして、番号6番、岩屋堂コナシ野〇〇〇、地目田、農振農用地内です。面積が1405㎡、再設定です。これも、所有者が〇〇〇〇さん、耕作者が〇〇〇〇です。期間が10年で使用貸借となります。これも、岩屋堂集落の下手、岩屋堂集落と須澄の間になるんですけれども、川を渡ったところの田んぼになります。以上になります。</p>
	<p>会 長</p>	<p>4番、5番について担当委員さんの方からお願いします。</p>
	<p>津村委員</p>	<p>〇〇〇〇さんの方にこの前確認をさせてもらいました。5番の方は、〇〇〇〇さんに以前から作ってもらっているので今回再設定です、特に問題ないと思います。</p> <p>それから6番、これ再設定になってるんですけども、これ以前〇〇〇〇さんの方が去年まで作っておられたというように聞いたんで、再設定になっていますけど新規だと思います。〇〇〇〇さんがよう作らんということで今回、〇〇〇〇さんの方にお問い合わせするということで確認をしました。以上です。</p>
	<p>会 長</p>	<p>この2件について委員さんの方からご意見等お願いします。</p> <p>ここは〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが別々に、今二つで出てきたけどそこら辺は事前協議なんかはしたの。</p>
	<p>小林委員</p>	<p>しました。本人さんの希望とうちと〇〇〇〇さんの希望と話しをして、そういう事であったということです。</p>
	<p>会 長</p>	<p>この2件についてもよろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>では5、番6番も承認ということで、次の7番、8番について説明をお願いします。</p>

	志水係長	<p>番号7番です。大字根安字山根田、地番が〇〇〇、地目田、農振農用地内、面積が2635㎡、再設定です。所有者の方が〇〇〇〇さん、耕作者の方が〇〇〇〇さんです。期間が1年となっております。使用貸借です。参考資料の地図を添付しております。場所を確認していただければと思います。続きまして根安の山根田〇〇〇、地目田、農振農用地内、面積260㎡。根安山根田〇〇〇、地目田、農振農用地内、1644㎡。根安前田〇〇〇、田、農振農用地内2048㎡。根安世戸川〇〇〇番、地目田、農振農用地内、1949㎡、の以上5筆となります。</p> <p>続きまして、番号の8番です。大字が根安前田〇〇〇、地目田、農振農用地内、770㎡です。もう一つが根安前田〇〇〇、田、農振農用地内、700㎡、所有者の方が〇〇〇〇さんで、耕作者の方が〇〇〇〇さんです。期間が10年間、使用貸借となります。地図を添付しておりますので場所を確認いただければと思います。以上になります。</p>
	会 長	これについて担当委員さんの方、ご意見等お願いいたします。
	小林委員	<p>7番の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権ですけど、ここは以前から〇〇〇〇さんが作っておられまして、今回再設定という事です。ただ使用期間1年としてますけども、実際は返したいという意向だったんですけど、いきなり返しても〇〇〇〇さんの方も次にどこに頼むかって悩まれると思うのでということで、とりあえずこの1年間継続して作ります。1年間の間に次にお願いするところを探すということみたいです。</p> <p>8番です、〇〇〇〇さんですけども、私のところに来られまして、今年から作って欲しいという依頼を受けまして引き受けさせていただいたということでございます。以上です。</p>
	伊井野委員	〇〇〇〇さんはトラクターしか持っていない、コンバインはどうされているのか、これ全部で1町くらい結構あるよ。
	小林委員	多分親戚から借りられている、結構な面積作っておられますので。
	会 長	7番の方、1年の間に次に作る者を考えるってことだけど、そこら辺の内緒話はしているのか、

		<p>〇〇〇〇と。〇〇〇〇がだいぶ入っている所に、この1窪だけ作りに行ったらって効率が悪い。</p>
	小林委員	<p>本当は〇〇〇〇さんという話も〇〇〇〇さんにしたんですけど、実際頼むって言われたら作らないといけません。</p>
	会 長	<p>そこら辺、〇〇〇〇さんがたくさん作っておられるので、なるべく効率的な作り方を。</p>
	小林委員	<p>その辺の割り振りはしていかないといけないと思います。</p>
	会 長	<p>この2件についてはよろしいでしょうか。 (意見なし) では7番、8番も承認ということで、お願いいたします。 それでは次は9番から13番まで説明お願いします。</p>
	志水係長	<p>番号9、香田一休、地番〇〇〇、地目が田、農振農用地内です。面積1242㎡、所有者の方が〇〇〇〇さん、耕作者が〇〇〇〇。期間が10年で使用貸借となります。地図がありまして、ちょうど29号から県道に入って一直線のところの左側になります。確認をお願いいたします。 続きまして、番号10です。大字長砂字森田〇〇〇、地目田、農振農用地内、1899㎡です。地図を見ながら、確認をいただけたらと思います。長砂清水〇〇、地目田、面積が785㎡。続いて、長砂上麻町〇〇〇、地目田、1325㎡。長砂マトバ〇〇〇、田、農振農用地内です、2280㎡。所有者の方が〇〇〇〇さん、耕作者の方が〇〇〇〇さんです。賃貸借になっておりまして、物納ということで年額米90キロということのようです。期間が6年で出ております。地図をご覧いただいて場所の確認をお願いしたいと思います。 続きまして、長砂森田〇〇〇、地目田、農振農用地内です。面積1976㎡、所有者〇〇〇〇さん。耕作者が〇〇〇〇さんです。これも物納で年額米20キロ、貸借期間が6年となっております。 続きまして、番号12番です。長砂森田〇〇〇、地目田、農振農用地内です。1189㎡、名義人が〇〇〇〇さんで代表相続人が〇〇〇〇さんです。耕作者が〇〇〇〇さん、期間が6年で使用貸</p>

		<p>借です。</p> <p>続きまして番号13番。長砂森田〇〇〇、地目田、農振農用地内1508㎡です。再設定です。</p> <p>大字長砂マトバ〇〇〇、地目田、農振農用地内、面積が1193㎡。長砂家ノ前〇〇〇、地目田、農振農用地内1498㎡。長砂家ノ前〇〇〇、地目畑です、農振農用地内、1143㎡です。</p> <p>所有者の方が〇〇〇〇さんで耕作者の方が〇〇〇〇さん、物納で年額米60キロ、期間が6年となっております。以上になります。</p> <p>会 長                    9番から13番について担当委員さんご意見等お願いします。</p> <p>山根委員                はじめに9番ですけれども、〇〇〇〇さんはこれ以外にもあと2、3枚持っておられます。今回この田んぼを〇〇〇〇にという事で再設計になっていますが新規ということであります。</p> <p>次に10番から13番まで一括でまとめて説明いたします。これ受け手人が〇〇〇〇さんとなっておりますけれども、これは若奥さんですので実際はこのお母さんと旦那さんが主にやっていると聞いております。再設定となってるわけですがすべて今回更新になります。</p> <p>〇〇〇〇さんのところ、これが5年間やってまた続けますということですので、そのやり方とかは問題ないかなと思います。期間が6年になってますけど、それは長砂に他にも借りておられましてその周期と合わせているということです。お母さんの方も80ぐらいになりますので、6年後は86位でその時に再度検討されるかなということですが、6年は大丈夫だということです。よろしくお願いします。</p> <p>会 長                    この10番から13番につきまして、委員の皆さんからご意見質問等ありましたらお願いします。 (意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。本件についてもご承認ということでよろしくお願いたします。 次に14番を。</p> <p>志水係長                番号14番です。農地の所在ですが、若桜新町〇〇〇、地目畑、農用外、面積353㎡です。新規です。所有者の方が〇〇〇〇さんで耕作者の方が〇〇〇〇さんです。物納で年額野菜3kg、期間</p>
--	--	---

	会 長	<p>が10年となります。場所につきましては、寿覚院が隣にありましてちょうど角の所、八軒丁の突き当りでしょうか。合わせて、〇〇〇〇さん農地は持っておられないんですけども、このたび、〇〇〇〇さんのご自宅だったところを、ここを〇〇〇〇さんが買い取られて宿泊できるような場所にするとことを考えておられるようです。その中で、〇〇〇を買うのではなくて借りて、畑を〇〇〇〇さんがされるということを考えておられるようです。</p> <p>もう一つ利用権設定と直接関係があることではないんですけどもここに今、自宅を改修された時の資材が置いてありまして、そのことを近隣の方から農業委員会事務局の方に指摘がありましたんで、事務局としては〇〇〇〇さんに直接お話をさせていただいて、至急撤去するよにということをお伝えしました。もし撤去できないのであれば一時転用の申請を出してくださいと言うと、すぐに撤去します、もう業者に依頼しましたというような回答をいただいておりますので、今、状況を注視しているところです。またあわせてこの自宅を改修されるときに、下水管をつなぐ工事をされているんですけども、その下水管が宅地とその畑の結構曖昧な場所に設置されていまして、この境界がどこなのかっていう話がありまして、もしその管が畑のほうにあるのであれば農業委員会としては撤去をお願いするとか転用なのか、その辺りの対応を考えないといけないんですけど、〇〇〇〇さんと立ち会いのもと、その境界を決めるというのが農業委員会の方ができないというか地籍とかも入っていないくて、いろいろと県の農業委員会等とかに確認しまして、境界というのは当事者、お二方でここだと決めるということのようです。</p> <p>面積とかいろいろあるそうなので結構それも曖昧で、やはり当事者で決めるということで、その管があるのが宅地から1mから1.5mぐらいのあたりに管がありまして、所有者の方とお話されて、1.5mぐらいのところ宅地と畑を分けるというような話をされたということ聞いておりますので、ここについては、一時転用そういった対応は農業委員会としてはする必要はないかなと今考えているところです。ただ一時転用の方はありますので、引き続きちょっと注視を今しているところです。農委員の皆さんにもご承知いただけたらと思います。特に担当の田中委員さんの方には見ていただけたらと思っております。事務局からは以上です。</p> <p>かなり説明ありましたが、担当委員さんご意見ありましたらお願いします。</p>
--	-----	---

	田中委員	<p>両方に確認しました。〇〇〇〇さんのところに行きましたら、〇〇〇〇さんが、うちの畑があるから作られたらって声をかけられたそうです。じゃあ借りようかということで、こちらを借りることになりました。これ、書いてあるんですけども、野菜を畑で作られるんですけども、8.5kgぐらい作れるだろうということで、3kgぐらいをお渡しすると。年間にどれぐらいになるのかちょっとわからんということで書きました。大阪の方におられて、年に何回か帰って来られるんだそうで、その時に出来てるものをお渡しするから送料の方は大丈夫だということで。ちょっと見ましたら確かに廃材みたいなものも置いてありました。ですのできちっと綺麗に使って作ってくださいねとお伝えしておきました。以上でよろしいでしょうか。</p>
	会 長	<p>ちなみにこの〇〇〇〇さんって方は家が若桜にあるのか。</p>
	田中委員	<p>この前に〇〇〇さんがありますがまだ。そこのおばあさんです。結構ご高齢になっておられるそうですけど、若い方が一緒に住んでいらっしゃるということでした。</p>
	会 長	<p>帰ってこられるのか、寝るところがあるのかな。</p>
	田中委員	<p>どこに泊まれるんですかって聞いたらそこだそうです。以上です。</p>
	会 長	<p>本件について何かその他ご質問があれば。  (意見なし)  では本件も承認ということで。  15番、説明お願いします。</p>
	志水係長	<p>番号15番です。所在です、若桜坂川〇〇〇、地目田、農振農用外です。面積1249㎡、所有者の方が〇〇〇〇さん、耕作者の方が〇〇〇〇さんです。期間が3年で賃貸借となっております、これは反あたり3,203円となっております。年額4,000円で、反あたりで計算しますと、3,203円ということで書かせていただいています。場所につきましては、あすなる、ドリーミー</p>

		の上手にあります畑の中の一つとなっています。以上です。
	会 長	本件について担当委員さんの方からご意見ありましたらお願いします。
	伊井野委員	3年ごとで今回4回目になる。3年前にも調査に行きまして同じ人が継続しておられ、かなり高齢なので3年ごとに借りているんだということです。地目は田んぼですが野菜を作っている。実際に野菜があります。以上です。
	会 長	本件について、質問等ありましたらお願いします。 (意見なし) 本件も承認ということでよろしいでしょうか。 では16番、お願いします。
	志水係長	番号16番です。所在です、赤松和田〇〇〇、田、農用外で336㎡、それと赤松和田〇〇〇、田です。面積が428㎡です。再設定となります。所有者の方が〇〇〇〇さんで、耕作者の方が〇〇〇〇さん、期間が10年で使用貸借となります。以上となります。
	会 長	担当委員さんの方からご意見等お願いします。
	藤原委員	内容は再設定ということで、本人に確認をしましたところ10年ということで非常に長いなと思いつつながら、死ぬまで頑張るって借りる方は言っておられました。〇〇〇〇さんは、現在3.5haぐらゐの米を作っておられまして、地図で言うと上の方の部分は米が作ってありますし下の変形したところは、去年までは作業所の芋を作ったりしておられました。今年は何をするかまだ決めておられないということのようです、以上です。
	会 長	ありがとうございました。本件についてご質問等ありましたらお願いします。 (意見なし)

		<p>なければ承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>次、17、18は一括してお願いします。</p>
	志水係長	<p>番号17です、高野清水ノ下〇〇〇、地目田、農振農用地内です、面積が1640㎡です。再設定で、所有者の方が〇〇〇〇さん 耕作者が〇〇〇〇さんです。期間が10年で使用貸借です。</p> <p>続きまして、番号18番です。高野上松田〇〇〇、地目田、農振農用地内で面積1304㎡、再設定です。所有者の方が〇〇〇〇さんで、耕作者の方が〇〇〇〇さんです。期間が10年で使用貸借です。高野の一番下の方の辺りの田んぼになります。以上です。</p>
	会 長	<p>これについて、担当委員さんよろしくお願いします。</p>
	杉本委員	<p>これは借り手も貸し手も特に問題ないということで再設定されます。</p>
	会 長	<p>本件についてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>よろしいですか。では本件についても承認ということで。</p> <p>利用権設定の申し出等につきましては18件、すべて承認ということで決定をいたします。</p> <p>議案第3号 令和5年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案について、事務局より説明をお願いします。</p>
	志水係長	<p>(農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案について、事務局より説明)</p>
	会 長	<p>ずっと通しで説明ありましたが、なかなか理解が難しいんじゃないかと感じてます。それで今日はこのことについて触れ、これでホームページにアップしてもいいですよということを。</p>
	志水係長	<p>そうですね。ご承認いただけたらなと思っております。</p>

	伊井野委員	これは毎年これまでも議論になっていたんだけど、実態に合ったのかということが。これが非農地認定とか、そういうものをしていけば今まで減った分がさらに落ちるんかいな。分母が小さくなって集積率はほっといても上がる。
	志水係長	ですけども、じゃあ若桜町が7ha 非農地したんで7ha そのまま減るかっていうと、その辺の仕組みがちょっと私も勉強不足で、農政局がどういうふうに調べてるかっていうところにもよるかと思うんですが基本的には減っていく感じです。減るだろうと。
	会 長	本件について質問等、今の説明でここはどうだというような質問があればお願いをしたいと思います。
	伊井野委員	志水さんが異動になったけど、この統計の方は4月に載せるって言われたが、新しい事務局長さんが引き継いで責任持ってこれを載せられるのか。自分の従来のものででき上がってないということだが。
	志水係長	そうですね。私の持っている仕事にも関係する仕事で、細かい積み上げの作業が一番大変なので、その一筆一筆塗っていただいた地図からエクセルで起こして、その面積積み上げてとか、そういう作業になりますので、その方針というか考え方を説明させてもらったら、あとは膨大な作業・事務をするというような形になります。
	会 長	それでは、まだここに数字が入ってないとか、数字はそれで逆にいいのかという部分もあるかと思いますが、そこらあたりを事務引き継ぎも兼ねてきちっと数字を詰めていただくということで、農業委員会としては今日のところはよしということで。
	委 員	会長さんに最終的な確認はしてもらわないといけない。会長さんがじゃそれでやってくださいと、最終的には会長さんの方に見てもらって。

6. その他	志水係長	<p>わかりました。説明させてもらって、4月中にホームページにアップする、6月中に県に提出しなさいとかそういったスケジュールでした。ただ、去年も結局いろいろあって5月の総会で承認いただいて動いたって感じです。</p>
	会 長	<p>4月末のホームページアップまでに数字を詰めてもらって私の方に見せてもらって、5月の総会できちっと説明はするということですのでよろしいでしょうか。</p> <p>それではこの議案3号については、先ほどのように今月中に数字を詰めて、私の方に見せていただき、それからホームページにあげないといけない物についてはあげてもらって、委員の皆さんには5月の農業委員会で説明をするということをお願いをします。</p> <p>その他をお願いします。</p>
	志水係長	<p>互助会の報告ということで、互助会の通帳、出納簿といいますか作成しております。ご承知いただけたらと思っております。以上です。</p>
	会 長	<p>互助会費の報告についてはよろしいですか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>では、これについては良いと。これで本日の案件はとりあえず終了かな。</p>
	志水係長	<p>令和5年度の活動記録の提出についてということがありまして、これは5月末ごろまでに大体、5年度の活動記録を取りまとめまして、県の方に報告をしないといけないということがあります。報告した実績に基づいて、翌年度、令和6年度の最適化交付金という補助金がありましてその補助金の額が決まってくるという制度になっております。目標にもありましたように、月にだいたい6回程度の何かしら活動を書いていたいただきたいなと思っております。</p> <p>それと、次回の総会日程が令和6年の5月8日水曜日、場所はここになりますのでお願いしたいと思えます。事務局からは以上になります。</p>

	会 長	それでは以上で、第1回の農業委員会総会を終わらせていただきます。 ご苦労さまでした。  午前11時00分 閉 会